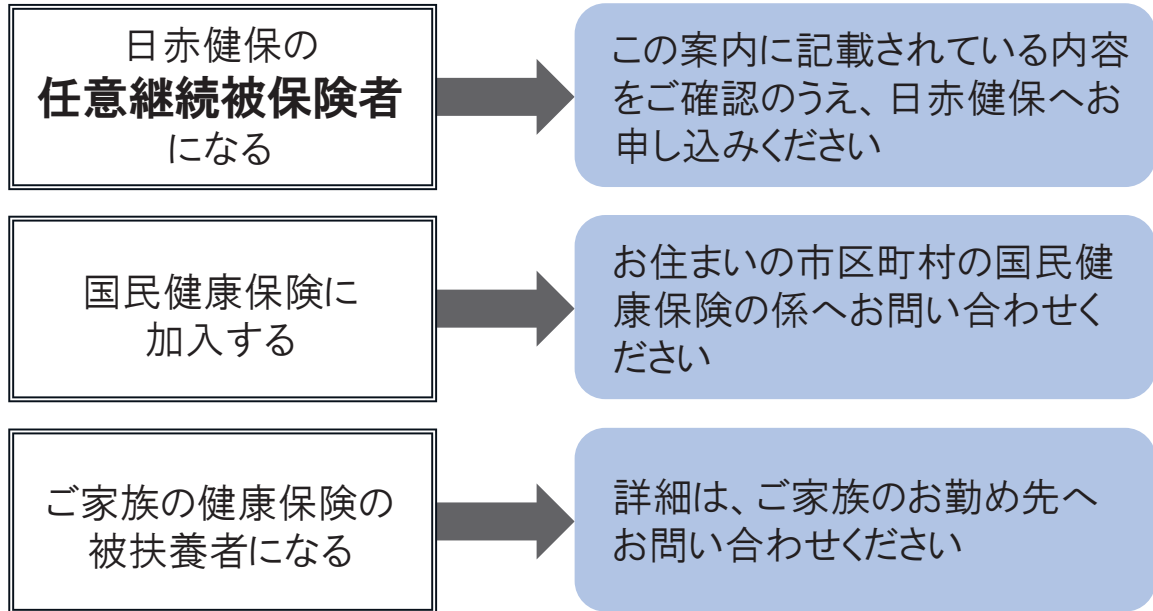


# 退職後の健康保険のご案内



退職後の健康保険には3つの選択肢があります。保険料や加入条件などを事前にご確認のうえ、選択された健康保険のお手続きをしてください。



※任意継続被保険者のお申し込みには期限がございますのでご注意ください。

## ◆健康保険任意継続制度とは…

退職したあと、加入条件を満たしていれば退職前の健康保険に引き続き加入できる制度です。

## ◆加入条件

- 継続して2ヵ月以上被保険者であったこと
  - 退職日の翌日から20日以内に、「任意継続被保険者資格取得申請書」が日赤健保に到着していること
- 上記の要件を2つとも満たしている必要があります。

## ◆加入期間

退職した日の翌日から2年間です。  
ただし下記のいずれかの事由に該当するときは資格を喪失します。

- 再就職して他の健康保険などの被保険者となったとき
- 保険料を指定された納付期日までに納めないとき
- 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき
- 死亡したとき

※任意継続被保険者となると、上記以外の任意の事由(国民健康保険に加入したい、家族の被扶養者になりたいなど)で資格を喪失することはできませんのでご注意ください

## ◆保険料

任意継続被保険者保険料シミュレーション

<http://www.kenpo-jrc.or.jp/member/outline/simulation.html>

### ☆保険料決定

保険料計算の基礎となる標準報酬は、退職された時の標準報酬月額<sup>※1</sup>と前年9月末日現在の当健康保険組合の全被保険者の標準報酬月額の平均額<sup>※2</sup>を比較して、いずれか低い額によって決定されます。

また、退職前の健康保険料は事業主と被保険者で折半負担していますが、任意継続被保険者となると事業主による保険料負担がないため、全額を自己負担することになります。

※1 報酬額を一定の範囲に応じて定めた標準額

※2 平均額が変更となった場合、お支払いいただく保険料も変更となる場合がございます。

**毎月の保険料＝標準報酬月額×保険料率<sup>※3</sup>(40歳以上65歳未満の方は介護保険料率も含む)**

※3 保険料率は年度ごとに決定されるため、お支払いいただく保険料額も変動する可能性があります。

退職前の保険料……………	被保険者負担	事業主負担
任意継続被保険者の保険料……	被保険者負担	

※ 40歳以上65歳未満の方については介護保険料も合わせて徴収させていただきます。

### ☆保険料払込方法

毎月払い(送付する納付書を用いて銀行の窓口で納付<sup>※4</sup>)、年払い(前納)、半年払い(前納)から選択することができます。また、毎月払いに限り口座自動振替をご用意しています。

口座振替は別途お申込みいただき、2～3か月後の開始となります。

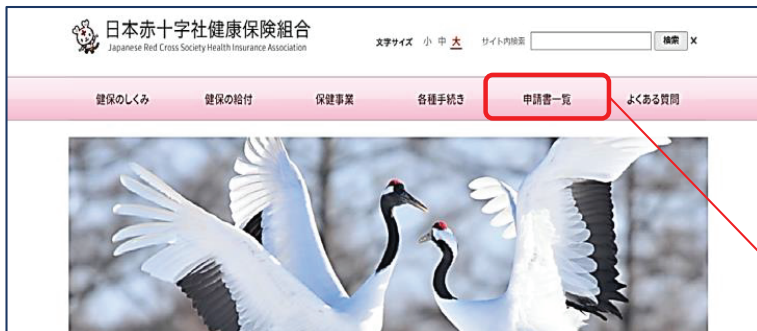
※4 振込手数料はご自身で負担願います。三井住友銀行の窓口による納付の場合は手数料がかかりません。

納付書に記載されている納付期限までに保険料が払い込まなかった場合は、納付期限の翌日で自動的に任意継続被保険者の資格を喪失することとなります。また、初回の保険料を期限までに納付されなかった場合は、任意継続の資格が資格取得日に遡って取り消されますのでご注意ください。



## ◆申込手続き

退職前に使っていた保険証をお勤め先の事業所に返納し、「**任意継続被保険者資格取得申請書**」に必要事項を記入のうえ、退職日の翌日より20日以内に日本赤十字社健康保険組合へご提出ください。任意継続被保険者資格取得申請書はお勤めの事業所で取得するか、もしくは日本赤十字社健康保険組合のホームページからダウンロードすることができます。



日本赤十字社健康保険組合  
ホームページ  
<http://www.kenpo-jrc.or.jp>

トップページ上部の「申請書一覧」をクリック



申請書一覧のページ  
保険証・適用に関する書式の  
「任意継続被保険者資格取得申請書」を  
ダウンロード

ダウンロードした申請書に必要な事項(継続して被扶養者になるご家族がいる場合はその氏名など)をご記入、署名捺印のうえ、日本赤十字社健康保険組合へご提出ください

## 日本赤十字社健康保険組合